

物品管理業務委託 プロポーザル実施要領

令和 7 年 1 0 月 2 2 日

春日部市立医療センター

1 プロポーザル実施要領の位置づけ

この要領は、春日部市立医療センター（以下、発注者という。）における診療材料等の搬送・在庫管理・物流情報管理・一括調達業務等（以下、物品管理業務という。）を委託する事業者を、プロポーザル方式により募集及び選定することについて定めるものである。

プロポーザル実施要領は、以下により構成される。

（１）プロポーザル実施要領

（２）添付資料

ア 物品管理業務委託仕様書

イ 春日部市立医療センターの概要

ウ 様式１～７

プロポーザル実施要領等の全ての資料は、このプロポーザルに参加する者（以下、参加者という。）が提出書類を作成する上での前提となる。

2 プロポーザルに付する事項

（１）件 名 物品管理業務委託

（２）業務概要 春日部市立医療センターの建物の一部を使用し、診療材料等の発注、搬送、在庫管理、一括調達等の業務を行う。

（３）実施期間 令和８年４月１日～令和１３年３月３１日

3 スケジュール

実 施 事 項	日 程
プロポーザル公告及び実施要領等の交付 ※ホームページに全て掲載する。	令和７年１０月２２日（水）
プロポーザル参加申請書等提出期限（※１）	令和７年１０月２８日（火）１７時まで
現場見学	令和７年１０月３０日（木） または３１日（金）（時間は別途調整）
プロポーザル実施要領等に関する質問の提出期限	令和７年１１月５日（水）１７時まで
プロポーザル実施要領等に関する質問に対する回答	令和７年１１月１０日（月）
プロポーザル提案書等提出期限（※１）	令和７年１１月２５日（火）１７時まで
ヒアリング審査（※２）	令和７年１１月２７日（木）時間未定
審査結果通知（※２）	令和７年１２月４日（木）

（※１）プロポーザル参加申請書、提案書等提出は、平日の９時から１７時の間とする。

また、施設を訪問する場合には、後記１２（２）の担当者あて事前に連絡しアポイントをとること。

（※２）ヒアリング審査及び審査結果通知については日程が変更となる場合がある。

4 事業者選定方法

公募型プロポーザル方式による。事業者の選定は、公募に応じた参加者から提出された提案内容及びヒアリング審査により、その適性を総合的に判断し、本業務を委託する事業者を決定

する。

5 プロポーザル参加資格

プロポーザルに参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和7・8年度春日部市物品売等競争入札参加者名簿に登録されている業者で、「その他の業務」の業種に登録がある者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 春日部市契約規則第15条(平成17年規則第126号)の規定により入札の参加資格の排除を受けていない者であること。
- (4) この案件の公告から開札までの期間に、春日部市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てがされている者でないこと。ただし、手続き開始決定を受けている者を除く。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがされている者でないこと。ただし、手続き開始決定を受けている者を除く。
- (7) 発注者が指定する期日から、別添「物品管理業務委託仕様書」に基づき、物品管理業務の受託・実施ができること。(第一交渉権者決定後から受託の準備を開始し、サービス提供が可能な体制を構築すること。)

6 プロポーザル参加申請書の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、プロポーザル参加申請書及び関係資料を提出しなければならない。

- (1) 提出期間 前記3による。
- (2) 提出場所 後記12(2)とする。
- (3) 提出方法 持参(状況により持参が困難な場合は郵送も可とする。)
- (4) 提出書類 ア プロポーザル参加申請書(様式1)
イ 誓約書(様式2)

7 現場見学

(1) 申込書の提出

見学を希望する場合は、現場見学の申込書(様式3)を前記6と併せて提出すること。

(2) 見学日時

①令和7年10月30日(木) 13:00～17:00

②令和7年10月31日(金) 13:00～17:00

見学時間の決定は先着順とし、時間は電子メールで連絡する。また状況によっては、希望の時間帯での見学とならない場合もあり、空いている時間帯での見学となる。

(3) 見学の概要

- ア 1者あたり2時間以内、1回のみとする。
- イ 1者3名以内とし、別行動は不可とする。見学には現場配置予定の責任者が参加することが望ましい。なお見学者の中から1名以上は、ヒアリング審査へ出席すること。

ウ 見学の際は職員が同行するが、その場で資料の提示や質疑に対する回答は行わない。質問は、後記 8 の質問書の提出によること。

8 プロポーザル実施要領等に関する質問

プロポーザル実施要領等に対する質問がある場合は、プロポーザル実施要領等に関する質問書（様式 4）を用い、電子メールに添付して後記 12（2）宛に送信すること。なお、電子メールの着信確認が必要な場合は、参加者が行うこと。

（1）提出期間 前記 3 による。

（2）質問資格 参加者からの質問のみ受け付ける。

なお、質問がない場合は、質問がない旨を記載した電子メールを送信すること。

（3）質問の様式 様式 4 を用いること。

（4）質問の回答 様式 1 に記載された担当者宛に、電子メールで回答を送付する。また、全ての参加者からの質問及び回答を、参加者全員に通知する。なお、本回答はプロポーザル実施要領等のすべての資料と同様の効力を持つものとする。

9 プロポーザル提案書等の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、「物品管理業務委託仕様書」及び「春日部市立医療センターの概要」に従い、以下のとおりプロポーザル提案書及び関係資料を提出しなければならない。

（1）提案の範囲 本要領及び「物品管理業務委託仕様書」に記載された範囲とする。

（2）提出物 次の書類を提出すること。

様式 5 物品管理業務委託プロポーザル提案提出書

様式 6 事業者の概要及び実績等

様式 7 物品管理業務委託に係る企画提案書

任意様式 見積書（人員・単価等、可能な限り積算根拠を記入すること。）

（3）記載方法 字数制限は特にないが、分かりやすく簡潔に記載すること。また、必要に応じて、様式の枠を広げて記入すること。

（4）提出期間 前記 3 による。

（5）提出場所 後記 12（2）とする。

（6）提出部数 （2）に記載の順に綴り、正本 1 部（クリップ止め）、副本 12 部（ホッチキス止め）を提出すること。

10 ヒアリング審査の実施

プロポーザル提案書等の提出を踏まえ、後述の「物品管理業務委託事業候補者選定委員会」において、参加者に対するヒアリング審査を以下の通りを行う。

（1）実施日時 前記 3 による。また、審査開始時刻は別途通知する。

（2）実施場所 参加者あて別途通知する。

（3）実施内容 ヒアリングで求める内容は、提案書に関する説明のほか、審査委員からの質疑に対する回答とする。審査時間は 1 者当たり 30 分（説明時間 20 分、質疑応答 10 分）とする。

- (4)参加者数 各参加者3名以内の参加とする。
- (5)その他 ヒアリング審査で、パソコンやプロジェクター等の機器を使用する場合は、パソコンについてのみ、各自で準備すること。(プロジェクター及びスクリーンは発注者で準備する。)なお、機器等の設定に要する時間はヒアリング審査の時間に含まない。

1.1 第一交渉権者の選定

- (1) 候補者を選定するにあたり、提案書及びヒアリング内容の審査及び評価を行うため、「物品管理業務委託事業候補者選定委員会」(以下、選定委員会という。)を設置する。
- (2) 選定委員会では、提案書及びヒアリング内容について、公平かつ客観的に審査を行う。審査にあたっては、評価項目に沿って各参加者の評価採点を行い、各委員において最高得点者を選出し、最も多く選出された参加者を第一交渉権者として選定する。なお選出数が同数の場合は、各委員の得点を合計し、総得点の最も高い参加者を第一交渉権者として選定するものとする。
- (3) 第一交渉権者として選定された者と、契約の締結の交渉、行政財産の使用許可手続等を進める。ただし、その者が入札参加停止措置を受けることになった場合や、辞退、その他の理由から当事業の実施が不可能となった場合には、次点者と交渉を行う。
- (4) 次に掲げる事項のいずれかに該当するプロポーザルは、無効とする。
 - ア プロポーザルについて不正の行為があったとき
 - イ 虚偽の申請を行った者
 - ウ プロポーザルに関する条件に違反した者
 - エ プロポーザル実施要領の原本の交付を受けない者
- (5) 審査結果の通知
審査結果は、すべての参加者に書面により通知する。
- (6) 参加者の提案書等の公表
すべての参加者の提案書等は公表しない。

1.2 その他

- (1) 費用負担・提出書類の取扱い
このプロポーザル実施要領に定めた資料の作成等に要する費用は、参加者の負担とし、提出された書類又は資料は返却しない。
- (2) 本事業の担当部署及び連絡先
〒344-8588 埼玉県春日部市中央六丁目7番地1
春日部市立医療センター
事務部 管理課 調達担当 関根・寺嶋 内線(7317)
電 話 048-735-1261 (代表)
F A X 048-734-2471
電子メール kanri-hos@city.kasukabe.lg.jp